

## 高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、本市に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、地域力の維持・強化に資する各種地域協力活動に係る業務に従事するもの（以下「地域おこし協力隊員」という。）の就業等に関し、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総務省制定）、高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）、高知市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第101号）及び高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第102号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (地域おこし協力隊員の活動)

第2条 地域おこし協力隊員は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事や地域コミュニティの維持に関する活動
- (2) 地域住民の生活支援に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (4) 地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- (5) 農林水産業及び地産地消・地産外商に関する活動
- (6) 観光交流事業に関する活動
- (7) 環境保全事業に関する活動
- (8) その他地域力の維持・強化に資する活動

### (資格)

第3条 地域おこし協力隊員は、地域の活性化や地方創生の推進に理解と熱意を有し、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者のうちから、市長が採用する。

- (1) 採用決定前において、別表1 転出地欄に掲げる政令指定都市又は市町村（以下「都市地域等の市町村等」という。）に生活の拠点及び住民票がある者で、採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を同表転出地欄に掲げる本市の区域に移し、かつ、当該都市地域等の市町村等から本市に住民票を異動することができるもの。
- (2) 採用決定前において、都市地域等の市町村等から本市に生活の拠点を移し、及び本市に住民票を異動した者若しくは本市内間で住民票を異動した者であって、地域おこし協力隊員であったもの（同一地域における活動を2年以上行い、かつ、当該地域おこし協力隊員の解嘱から1年以内である者に限る。）又は語学指導等を行う海外青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了したもの（JETプログラム参加者としての活動を2年以上行い、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の者に限る。）
- (3) 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、本市に生活の拠点を移し、かつ、住民票を本市に異動させたもの。

### (勤務時間)

第4条 地域おこし協力隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とし、4週を通じ、1週当たり31時間を超えない範囲内で割り振るものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。

### (基本となる報酬)

第5条 地域おこし協力隊員の基本となる報酬（条例第10条に規定する基本となる報酬をいう。以下同じ。）は、月額によるものとし、別表2のとおりとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域おこし協力隊の就業等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附則

(施行期日等)

- この要綱は、令和4年12月28日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 改正後の要綱の規定を適用するに当たっては、この要綱による改正前の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日等)

- この要綱は、令和5年12月27日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 改正後の要綱の規定を適用するに当たっては、この要綱による改正前の高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の要綱の規定による給与の内払とみなす。

別表1

		転出地	転入地
3大都市圏内	都市地域	政令指定都市	本市内全域
		市町村	
	一部条件不利地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	
3大都市圏外	都市地域	政令指定都市	鏡地区及び土佐山地区に限る。
		市町村	
	一部条件不利地域	政令指定都市（条件不利区域以外の区域に限る。）	本市内全域
		市町村（条件不利区域以外の区域に限る。）	鏡地区及び土佐山地区に限る。

備考

- 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域から国勢調査令（昭和55年政令第98号）の規定に基づき実施された平成22年10月1日現在の市町村人口（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における同年同月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び令和2年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村の区域を除いた区域をいう。
- 条件不利地域とは、次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
  - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項並びに第3条第1項及び第4条第1項に規定する過疎地域
  - 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
  - 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域

- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
  - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
  - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- 3 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 4 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く。）、第2項第5号から第7号までの対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全部が同項第2号から第4号までの対象地域・指定地域に該当する市町村以外の市町村をいう。
- 5 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、第2項第2号から第4号までの対象地域・指定地域をいう。

別表2

経験年数	基準月額
1年未満	179,280円
1年以上2年未満	183,680円
2年以上3年未満	188,400円